

2024年8月3日

地方裁判所 訟廷係宛

通知人

東京都

TEL

美澤 雄久

過料事件通知書

下記の者については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）（以下 法人法とする）第三十一条の規定する記載事項に違反する事実ないしは第三十二条に違反する事実があったため、同法第三百四十二条七により、百万円以下の過料に処すべきものと思料されるので、関係書類を添えて通知いたします。

記

1. 法人の名称および所在地

名称：一般社団法人法日本観光通訳協会

所在地：東京都千代田区神田和泉町1番地6-1 インターナショナルビル603号室

2. 違反者の氏名及び住所地

氏名：

住所：

3. 事件の概要

- (1) 当該法人は、平成25年2月1日に、社団法人から一般社団法人へ名称を変更し移行した。
- (2) 当該法人の正会員（以下会員）は、法人法に関する法律の社員に該当する。会員名簿は、同法の社員名簿に相当する。通知人は当該協会の社員（正会員）である。
- (2) 当該法人は移行時から令和4年8月29日迄は、社員名簿には、氏名、住所、電話番号及びファックス番号を掲載していた。
- (3) 当該法人は、令和4年8月30日の理事会で会員規則を改正し、社員名簿に、氏名、登録言語（注 通訳案内士としての登録する言語、英語、スペイン語等）、都道府県のみとなり、法人法、第三十一条の規定する記載事項（住所が不記載）に違反する状態となった。
- (4) 通知人は、令和6年5月中旬に、メールにて社員名簿の謄写を請求したが、住所が不記載の社員名簿を郵送にて交付された。

4. 補足（会員名簿の必要性和当該協会の態度）

当該協会は、近年、会員数を減らすとともに収支が赤字となった（150名程度の会員の減少、3期連続の赤字）。

もともとトラブルを抱えている組織であるが、広く会員に事実関係を知ってもらい協会の体質改善に向けて議論をしていきたいところであるが、運営側が会員同士の交流を拒んでいるものである（メーリングリスト等があるが規制をかけている）。

こちらとしては法律で保護されている権利（社員名簿の謄写）を行使して会員との通信を行おうとしたが、当協会は法律違反を犯してまで通信を妨害するものである。

令和6年1月に役員選挙が行われ、通知人は立候補を行い、会員名簿の謄写を求めたが、今回と同様に社員名簿の謄写を拒否されている。この時も過料事件として通知を行っている。

今回の社員名簿の交付に際しては、当協会は会員規則が違法性であることを理解しているが是正されることなく、違法状態の社員名簿を交付している。このときは個人情報保護を理由にしているが法的根拠はなく、実際には自身の不祥事を表に出さないようにする為であると思科される。

5. 事件の概要に係る添付資料

- ・資料1 謄写を受けた社員名簿（住所の記載がない）
- ・資料2 会員規則（社員名簿の記載事項の変更）を変更する旨の通知メール
- ・資料3 会員規則
- ・資料4 謄写時に記載した社員名簿閲覧の申請書
- ・資料5 通知人と事務局長とのやりとり（交付に際してのやり取り）
- ・当該法人の現在事項全部証明書

以上